

川西町公式LINEアカウント拡張機能導入委託業務 プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、川西町が実施する「川西町公式 LINE アカウント拡張機能導入委託業務」に係る事業者を選定するため、調達方式及びその実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の概要

(1) 事業の名称

川西町公式 LINE アカウント拡張機能導入委託業務

(2) 事業の内容

本書、及び「川西町公式LINEアカウント拡張機能導入委託仕様書」に記載のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 提案上限額

550,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(5) 提案方法

事業内容の提案に当たっては、下記に留意すること。

- ① 事業経費の総額が、提案上限額を超えないこと。
- ② 本事業の実施に関して、契約候補者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と契約候補者で協議の上、決定する。また、本事業契約後の実際の事業内容や進め方については、随時、発注者と契約者として協議し決定するものとする。

3. 担当部署

川西町総務課

住所：〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松977番地1

電話：0238-42-6695 FAX：0238-42-2724

Email：koho@town.kawanishi.yamagata.jp

4. 調達方式

事業者の選定にあたっては、資格及び実績、高度な知識及び技術、創造性、構想力、ノウハウ並びに応用力を評価する必要があることから公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式を採用する。

5. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加には、以下の(1)から(7)の資格要件全てを満たすこと。

- (1) 単独企業による参加であること。

- (2) 山形県内に本社、または営業所を有する者であること。
- (3) 令和5・6年度川西町競争入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、指名停止期間中である者は除く。
- (4) 過去5年間で、地方公共団体における同種業務を実施した実績を有していること。
 なお、同種業務とは、LINE Fukuoka株式会社と福岡市が共同開発した「LINE SMART CITY GovTechプログラム」または準拠して開発され同等の機能を備えたプログラムを搭載した「LINE公式アカウント」を通じ、より幅広い世代に町政情報や魅力を発信するために、LINEメッセージングサービスの導入・提供を行う業務を指す。
- (5) 経営状況が著しく不健全でないこと。
- (6) 法令、規則等に違反していないこと。
- (7) 川西町暴力団排除条例（平成24年3月29日条例第7号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団員等のいずれにも該当しないこと、また、いずれかの利益となる活動を行う者でないこと。

6. 実施スケジュール

項目	期間	備考
公募開始	令和6年4月25日（木）	町ホームページ掲載
参加表明書の受付	令和6年4月25日（木）から 令和6年5月1日（水）午後5時まで	
質問書の受付	令和6年4月25日（木）から 令和6年5月1日（水）午後5時まで	
質問事項の回答	令和6年5月2日（木）	町ホームページ掲載
企画提案書等の提出期限	令和6年4月25日（木）から 令和6年5月9日（木）午後5時まで	
審査（書類審査）	令和6年5月15日（水）まで	
審査結果通知	令和6年5月16日（木）まで	
契約協議・締結	審査結果通知後	

7. 質問書の受付及び質問事項の回答について

- (1) 受付期間 令和6年4月25日（木）から令和6年5月1日（水）午後5時まで
- (2) 提出書類 質問書(様式1号)
- (3) 提出先 川西町総務課（「3 担当部署」参照）
- (4) 提出方法 電子メールに限る。なお、電子メール送信の際は件名には、「川西町公式LINEアカウント拡張機能導入委託業務質問書[業者名]」と記載すること。また、メール送信後は電話にてメール受信確認を行うこと。
- (5) 回答日 令和6年5月2日（木）

(6) 回答方法 川西町ホームページ上で回答を公表する。

8. 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記のとおり参加表明書を提出すること。

- (1) 受付期間 令和6年4月25日(木)から令和6年5月1日(水)午後5時まで
- (2) 提出先 川西町総務課(「3 担当部署」参照)
- (3) 提出書類 参加申込書(様式2号)・・・1部
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留郵便で郵送すること。

9. 企画提案書等の提出について

本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加表明書提出後、下記のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 受付期間 令和6年4月25日(月)から令和6年5月9日(木)午後5時まで
- (2) 提出先 川西町総務課(「3 担当部署」参照)
- (3) 提出書類
 - ① 会社概要(様式3号)
 - ② 同種業務実績調書(様式4号)
 - ③ 業務実施体制
 - ・任意様式
 - ・業務に関わる者の氏名及び役割等を記載すること。
 - ④ 企画提案書
 - ・任意様式
 - ・複数ページになる場合は提案書にはページ番号を付けること。
 - ・ページレイアウト(余白、向き指定)は自由とする。
 - ・本文の文字フォントサイズは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関してはこの限りではないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。
 - ・提案書の項目については、「川西町公式LINEアカウント拡張機能導入委託仕様書」を参照すること。
 - ⑤ 工程計画書
 - ・任意様式
 - ・「川西町公式LINEアカウント拡張機能導入委託仕様書」に記載の事業を実施するうえでの計画を記載すること。
 - ⑥ 見積書
 - ・任意様式
 - ・内訳を明示すること。
- (4) 提出方法

- ・上記提出書類を印刷し、ひと綴りにしたものを4部
- ・上記提出書類の電子データ（PDF等）を保存したCD-R又はDVD-Rを1枚。

10. 審査について

- (1) 審査機関 令和6年5月15日（水）までに実施
- (2) 審査方法 本プロポーザルにおける審査は、川西町公式LINEアカウント拡張機能導入委託業務プロポーザル審査委員会において、「9. 企画提案書等の提出について」に記載している提出書類を下記評価基準をもとに評価を行い、最高点を得た者を委託候補者として決定するものとする。

【評価基準】

評価は各項目5点満点で採点し、係数を乗じた配点とする。

評価項目	評価基準	係数	配点
企画内容	導入するそれぞれの機能について有効な提案を行っているか。		
	・セグメント配信機能	×2	10
	・FAQ・チャットボット機能	×2	10
	・アンケート機能	×2	10
	・管理機能（リッチメニュー作成機能、アカウント等）	×2	10
	公式LINEアカウントへの友だち登録の促進施策について有効な提案を行っているか。	×2	10
業務実施体制	会社担当者及び協力者が適正に業務遂行できる能力や経験があるか	×2	10
	拡張機能導入後、受注者が機能を有効に活用するためのサポート体制は十分であるか。	×2	10
	緊急時の保守体制は十分であるか。	×2	10
業務実績	過去の実績が十分であるか。	×2	10
見積価格	企画内容を勘案して妥当であるか。	—	5
工程計画	事業を実施するうえでの計画は妥当であるか。	—	5
合計			100

11. 審査結果通知について

- (1) 審査結果通知日 令和6年5月16日（木）までに実施
- (2) 審査結果通知方法 電話にて実施

12. 契約

審査により、契約候補順位を決定する。候補順最上位者との間で、候補者提出の提案書を基に協議のうえ、予算額の範囲内において契約を行う。

なお、特別な理由により契約候補者と契約を締結することができない場合は、審査結果の順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者と契約の手続を行う。

13. その他留意事項

- (1) 本プロポーザル実施に関する説明会は開催しない。
- (2) 企画提案参加者は、同一事業内容で複数の提案書の提出はできない。
- (3) 辞退する場合、辞退届（任意様式）を持参又は郵送で提出すること。
- (4) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (5) 次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。
 - ア) 「5 参加資格要件」を満たしていない場合
 - イ) 提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合
 - ウ) 本要領に適合しないと認められる場合
 - エ) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - オ) 本要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
 - カ) 参考見積額が提案上限額を超えている場合
 - キ) その他定める手続、方法等を遵守しない場合
- (6) 提出物は返却しない。
- (7) 提出された企画提案書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (8) 提出された企画提案書等は、事業者選定の目的以外で使用しない。
- (9) 本町から提供する資料以外は、応募者が独自で入手すること。
- (10) この募集に伴い収集した個人情報、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。
- (11) 本件に係る情報公開請求があった場合には、川西町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (12) 本プロポーザルに要した経費は、全て応募者の負担とする。